

広島平和記念資料館東館及び広島国際会議場防火設備定期検査等業務 仕様書

この委託業務は、広島平和記念資料館東館（以下「資料館」という。）及び広島国際会議場（以下「会議場」という。）に設置された防火設備について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、同法第12条第3項に規定する検査及び同条第4項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）を行うものである。

1 業務対象建築物

- | | | |
|-----|------|--------------|
| (1) | 建物名称 | 広島平和記念資料館東館 |
| | 所在地 | 広島市中区中島町1番2号 |
| | 建築面積 | 2,489.66㎡ |
| | 延床面積 | 10,359.52㎡ |
| (2) | 建物名称 | 広島国際会議場 |
| | 所在地 | 広島市中区中島町1番5号 |
| | 建築面積 | 3,497.07㎡ |
| | 延床面積 | 24,649.03㎡ |

2 業務対象設備

- | | | |
|-----|---------|---------------|
| (1) | 防火扉 | 資料館14枚、会議場41枚 |
| (2) | 防火シャッター | 資料館23枚、会議場60枚 |
| (3) | 光電式煙感知器 | 資料館33個、会議場76個 |
| (4) | 熱式感知器 | 資料館 0個、会議場 3個 |
| (5) | 制御盤 一式 | |

3 各年度の業務内容

- (1) 受注者は、上記2の設備について、平成28年国土交通省告示第723号に定める定期検査等を行うこと。
- (2) 受注者は、次の書類をそれぞれ2部作成し、発注者に提出すること。
 - ア 別紙「定期検査報告書（防火設備）」
 - イ 別紙「定期検査報告概要書（防火設備）」
 - ウ 別紙「検査結果表（防火扉）」
 - エ 別紙「検査結果表（防火シャッター）」
 - オ 別紙「検査結果図」
 - カ 別紙「関係写真」※ 検査結果が要是正の場合のみ必要。

4 業務実施回数

年1回（計5回）

5 業務実施に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中は服装を正しくし、入館者に対して礼儀正しく対応すること。
- (2) 休憩は、指定した場所で行うこと。
- (3) 従業員は、受注者の名前入りの統一した衣服を着用すること。
- (4) 業務に実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定すること。

6 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者、従事者の名簿を所定の様式により提出するものとする。現場責任者又は従事者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、3月25日までに（履行期間の初年度については、契約締結から10日以内に）、所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、役務の提供後10日目に当たる日までに所定の様式により提出するものとする。

7 検査完了期日（期限）

発注者による検査完了期日（期限）は、役務の提供後20日目に当たる日（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

8 費用の負担

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、施設及び設備を無償で 사용할 ことができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、電気及び水道料は、発注者の負担とする。
- (3) 前号以外の業務を実施するために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

9 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。